

新型コロナウイルスに感染しないための予防策

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします



- ①換気の悪い密閉空間
- ②多数が集まる密集場所
- ③間近で会話や発声をする密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



出典：首相官邸ホームページより

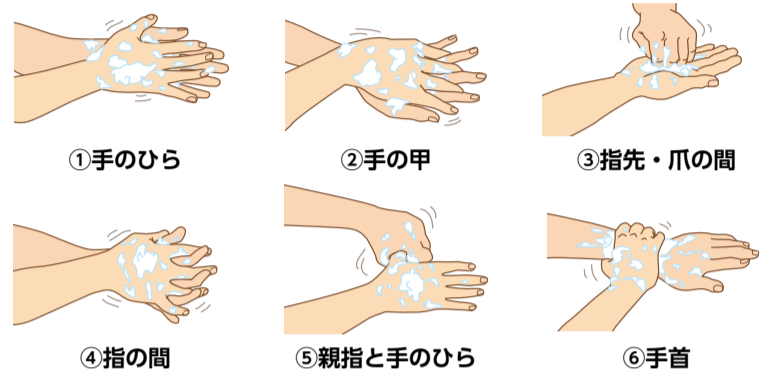
●感染症対策にご協力をお願いします

手洗いがいや咳エチケットなど、基本的な感染症対策に努めましょう。十分な睡眠やバランスの良い食事などで免疫力を高めましょう。室内では、加湿器などで湿度を50~60パーセントに保つことや、こまめな換気が大切です。

人混みや繁華街などの密集場所を避け、医療機関を受診する際は、マスクを着用しましょう。また、間近で会話や発声をする密接場面を避けましょう(左記参照)。

正しい手洗いの順番

まずは手洗いが大切です。帰宅時や調理の前後、食事の前などこまめに石けんやアルコール消毒などで手を洗いましょう。



3つの咳エチケット



① マスクを着用する(隙間なく口と鼻を覆う) ② マスクがない時はティッシュやハンカチで口と鼻を覆う ③ とっさに、くしゃみや咳をするときは、袖で口と鼻を覆う

市内中小企業の融資制度「緊急資金」のご案内

問産業政策課 ☎724・2129

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、最近1ヶ月とその後2ヶ月の売上高の合計が前年同期と比較し、5パーセント以上減少することが見込まれる場合、町田市中小企業融資制度の緊急資金がご利用いただけます。

ご利用にあたっては、取扱金融機関から融資を受ける前に、「緊急融資対象者確認書」を市が発行します。
※申込件数が増加しているため、発行まで3日程度(土・日曜日、祝休日を除く)かかる場合があります。

- 融資限度額500万円
- 融資利率1.75パーセント
- 補助利率1.5パーセント
- 融資期間5年以内(措置期間6か月以内)
- ※必要書類をお持ちのうえ、直接産業政策課(市庁舎9階)へ。
- ※必要書類等の詳細は町田市ホームページをご確認ください。

市HP [緊急資金](#) [検索](#)

該当する方は申請を 各種福祉手当

問障がい福祉課 ☎724・2148 FAX050・3101・1653

各種手当の概要は下表のとおりです。該当する方は、手当が支給される場合があります。手当によって認定要件や提出書類が異なりますので、申請の前にお問い合わせください。また、認定とならない場合もありますのであらかじめご了承ください。

各種福祉手当一覧

2020年4月1日現在

手当の種類	対象	手当額(月額)	振込予定日
障害児福祉手当	①~③のいずれかに該当する20歳未満の方 ①おおむね身体障害者手帳1・2級②おおむね愛の手帳1・2度③常時介護を必要とする状態にある障がい・精神障がいがある ※手帳の等級にかかわらず所定の診断書で審査します。 ※施設入所者、障がいを理由とする年金を受給中、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。	1万4880円 (2020年3月分までは1万4790円) ※請求の翌月分から支給されます。	5月8日(金)(2月~4月分) 8月7日(金)(5月~7月分) 11月10日(火)(8月~10月分) 2021年2月10日(火)(11月~1月分)
特別児童扶養手当	①~③のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方 ①身体障害者手帳1~3級程度②愛の手帳1~3度程度③日常生活に著しい制限を受ける程度の障がいまたは精神障がいがある ※所定の診断書で審査します(手帳に代えられる場合有り)。 ※児童が施設に入所中、障がいを理由とする年金を受給中、保護者・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。	手当等級1級=5万2500円 (2020年3月分までは5万2200円) 手当等級2級=3万4970円 (2020年3月分までは3万4770円) ※請求の翌月分から支給されます。	4月(12月~3月分)、8月(4月~7月分)、11月(8月~11月分)の11日 ※都から支給されます。
特別障害者手当	①~③のいずれかに該当する重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方 ①おおむね身体障害者手帳1・2級②おおむね愛の手帳1・2度③上記(①②)と同等の障がい・精神障がいがある ※手帳の等級にかかわらず所定の診断書で審査します。 ※施設入所者、3か月を超えて継続して入院中の方、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。	2万7350円 (2020年3月分までは2万7200円) ※請求の翌月分から支給されます。	5月8日(金)(2月~4月分) 8月7日(金)(5月~7月分) 11月10日(火)(8月~10月分) 2021年2月10日(火)(11月~1月分)
心身障害者福祉手当	①~④のいずれかに該当する20歳以上65歳未満の方 ①身体障害者手帳1・2級②愛の手帳1~3度③脳性マヒ④進行性筋萎縮症 ※施設入所者、所得が一定額以上の方は除きます。精神障害者保健福祉手帳は対象になりません。年齢要件には例外もありますので詳細はお問い合わせください。	1万5500円 ※請求の当月分から支給されます。	4月24日(金)(12月~3月分) 8月25日(火)(4月~7月分) 12月25日(金)(8月~11月分)
重度心身障害者手当	①~③のいずれかに該当する常時複雑な介護が必要な65歳未満の方 ①重度の知的障がい、常時著しい精神症状がある②重度の知的障がいと重度の身体障がいがある③両上肢及び両下肢の機能が失われ座位困難である ※施設入所者、3か月を超えて継続して入院中の方、所得が一定額以上の方は除きます。	6万円 ※請求の当月分から支給されます。	毎月20日までに前月分を支給 ※都から支給されます。

※扶養義務者…申請者と同居している父母、祖父母、子、兄弟姉妹、孫等/上記支給日以外に支払うこともあります/支給日が土・日曜日、祝休日の場合は、原則としてその直前の金融機関営業日を支給日とします。